

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 矢島 ひでかず ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

- ① 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

その理由

「障害者差別禁止条例」の制定を急ぐとともに、障害を持つすべての市民が健常者と同様の権利を付与されるように努めてまいります。

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

その理由

両親ともに聴覚障害者という家庭に生まれ育った者として、是非とも本市においても「手話言語条例」を制定させたいと考えております。

2. 茨木市役所での障害者雇用について

- ① 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
- 2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

健全者と同様の勤務時間にするのではなく、障害を持つ方  
個人に応じて柔軟に対応していくべきであると考えます。

3. 65歳問題について

- ① 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
- 2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

拘子定規で処理するのではなく、まずは現状を把握した  
上で柔軟に対応してまいりたいと考えております。

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

- ① 茨木市としても24時間介護が必要である。
2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

その理由

現状においてはボランティアの方の負担があまりにも高く、家族の負担も相当なものであると推察します。行政に何が出来るか、早急に検討します。

4-②

- ① ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

その理由

ガイドヘルパーの認知度はまだまだ低いように思います。ガイドヘルパー増員に向けて、行政がもっと積極的に取り組むべきです。

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

市民総合病院の建設については、すぐに実現できるものではないため、まずはヘルパーの利用について早急に検討まいります。

5-②同行援護について

困っていらっしゃる現状打開のためには、行政がヒアリングを行い、柔軟な対応をしていくべきであると考えております。

6. 市民会館について

様々な障害を持つすべての皆様のご不便に感じることのないよう、建設前にIDFの皆様の「ご意見」や「ご要望」をヒアリングし、反映させることこそ、より多くの市民に愛される市民会館になるものと考えております。耳の聞こえない両親を持つ者として、IDF様の取り組みに大いに賛同し、協力していくことをお約束いたします。

ありがとうございました。

茨木障害フォーラム (IDF)

茨木障害フォーラム (IDF) 代表 宮林 幸子 様

この度は「公開質問状」をご送付いただきまして、誠にありがとうございました。  
寒さ厳しき折、くれぐれもお身体ご慈愛ください。

矢島 正かず 拜